

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	大泉町災害時受援計画（素案）について				
実施担当部署	総務	部	安全安心	課	内線 841
意見等の募集期間	令和4年8月8日から令和4年9月8日まで				
意見等の受付件数	5件	1人	（郵便 人・FAX 人・E-Mail 1人・持参 人）		

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
1	4ページ 2 本町に行われる物的支援（物資供給）の種類 16ページ 2 物的支援の枠組み 18ページ 3 義援物資の受入れ	義援物資は4ページで個人や慈善団体等から提供のあと定義されている。 18ページでは個人では原則受け付けないとするが慈善団体等の記述がないので記述しないとわかりづらい。 16ページの図は慈善団体等からの受付した場合と考えてよいのか。	慈善団体等の記述がなかったため、慈善団体の内容を記載します。
2	19ページ 5 物資の集積場所	集積場所としていずみ総合公園町民体育館が示されているが水害時、浸水想定区域になっている。いずみ総合公園町民体育館が使用できない可能性を想定して、予備の集積場所（もしくは第2集積場所）を設定したほうが良いのではないか。	水害時の状況に応じていずみ総合公園町民体育館を開設しますが、第2集積場所を公民館南別館としているため、記載します。
3	20ページ (2)物資の集積場所の開設	「受援班は、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団と連携し」とあるがいずみ総合公園町民体育館の指定管理先が変更になっても事業団と連携するのか。指定管理先との連携であれば、表現を変えた方がよいと考える。	公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団が現在の指定管理者であるため記載しております。しかし、今後も公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団が指定管理者と決定されていないため、記載内容を変更します。
4	20ページ (4)配送車両の確保	「配送車両は財務班が災害協定を締結している一般社団法人歌麿会等とも調整しながら確保する。」と明記されているが、財務班が災害協定を締結しているように読みとれる。同ページの他項目の様に「財務班は～」の文章にし、統一して明記した方がわかりやすいのではないか。	統一した明記とするため、「財務班は～」に記載内容を変更します。
5	25ページ (1)一般ボランティア	計画内に特定の団体が明記されているが、計画協力の根拠が明記されているものとされていないものがある。統一して表記しないとわかりづらい。 例 根拠明記無し P25 『大規模災害発生後、大泉町社会福祉協議会は「大泉町災害ボランティアセンター」を開設し』 根拠明記有り P20 『配送車両は財務班が災害協定を締結している一般社団法人歌麿会等』	計画協力の根拠が明記されていなかったため、大泉町社会福祉協議会につきましても計画協力の根拠を記載します。

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容

番号	ご意見等の箇所	変更前	変更後	変更した理由
1	16ページ 2 物的支援の枠組み	義援物資の受入れ→義援物資受領拠点	慈善団体等からの受入れ→慈善団体等からの物資受領拠点	慈善団体等からの物資は受け入れるが原則、個人からの物資は受け入れないため。
	18ページ 3 義援物資の受入れ	また、個人からは原則として物資は受け付けない。	慈善団体等からの物資は受け入れるが、個人からの物資は原則として受け入れない。	慈善団体等の内容を記載していなかったため。
2	19ページ 5 物資の集積場所	災害発生時に国、県、市町村及び災害時応援協定等に基づく支援物資を円滑に避難所へ配送するため、いずみ総合公園町民体育館（以下「集積場所」という。）へ集積する。	災害発生時に国、県、市町村及び災害時応援協定等に基づく支援物資を円滑に避難所へ配送するため、物資の集積場所を設ける。集積場所はいずみ総合公園町民体育館（以下「集積場所」という。）とするが、被災等により使用できなくなることに備え、代替施設を大泉町公民館南別館とする。	代替施設の内容を記載していなかったため。
3	20ページ (2)物資の集積場所の開設	受援班は、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団と連携し、	受援班は、いずみ総合公園町民体育館管理者と連携し、	今後も公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団が指定管理者に決定されていないため。
4	20ページ (4)配送車両の確保	配送車両は、財務班が災害協定を締結している一般社団法人歌麿会等とも調整しながら確保する。	財務班は、災害協定を締結している一般社団法人歌麿会等とも調整しながら配送車両を確保する。	他の文章と統一した記載方法でなかったため。
5	25ページ (1)一般ボランティア	大規模災害発生後、大泉町社会福祉協議会は	大規模災害発生後、日頃からボランティア活動への支援を行っている大泉町社会福祉協議会が	計画協力の根拠が記載していなかったため。

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先

大泉町役場	総務部	安全安心課	危機管理係
〒370-0595	住所:大泉町日の出55番1号		2階20番 窓口
電話:	0276-63-3111	(内線841)	ファクシミリ 0276-63-3921
電子メール:	anzenansin@town.oizumi.gunma.jp		